

投資顧問契約書

本契約者（以下「甲」という。）と一般社団法人日本FX教育機構（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の内容に従い、投資顧問契約を締結する。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内のFXの価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の内容及び方法により助言を行うものとする。ただし、実習は投資判断者・分析者及び投資助言者のみが実施できるものとする。なお、いずれの契約に関しても、甲は、契約期間中、成績提出の義務を負うものとする。

① ベーシックコース

- ・ 契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・ 対面にて、FXの売買手法である、タケルベーシックルールを教授する。
- ・ 講習（初級、中級、上級）および実習を受講できる。また、講習を補うための補講を受講できる。
- ・ 本コース契約期間（3ヶ月）満了後は、契約終了日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的に賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・ 受講料として30万円(税別)を契約申込後に徴収する。

② ベーシック通信コース

- ・ 契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・ 対面及び通信にて、FXの売買手法であるタケルベーシックルールを教授する。
- ・ ルール講習回数は3回（初級、中級、上級を各1回ずつ）、実習回数は3回以内で、1回1時間50分以内とする。また、必要に応じて補講を実施する。
- ・ 契約期間中、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（3ヶ月）満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的に賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・ 受講料として30万円(税別)を契約申込後に徴収する。

③ リアルトレードコース

- ・ 契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・ 対面又は通信で、FXのリアルトレードの指導を行う。

- ・講習及び実習を受講することができるが、実習の前に講習を受講するものとする。
- ・契約期間中、賛助会員の資格を付与するとともに、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（3ヶ月）満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的にアドバンス賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・受講料として20万円(税別)を契約申込後に徴収するものとする。

④ 賛助会員

- ・初級、中級、上級の講習・補講及び実習を受講することができる。
- ・講習・補講又は実習の際に貸会議室を利用した場合には、受講時に会議室の利用料を別途徴収するものとする。
- ・契約満了日の10日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
- ・賛助会員の費用は、ペイパル又はクレジットカード支払いの場合は、月額5,000円(税別)を毎月徴収する。現金又は銀行振込の場合は、半年毎に30,000円(税別)を徴収する。

⑤ アドバンス賛助会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長とする。月額3万円(税別)を契約申込後（又は延長時）に徴収する。
- ・契約期間中は実習に無料で参加できるものとする。東京圏・名古屋圏・大阪圏・福岡圏以外の地域での実習の実施については、参加希望者がいれば、講師の交通費宿泊費相当分を徴収した上で実施するものとする。
- ・タケル掲示板アドバンスより、トレード状況に関する記事を閲覧することができる。
- ・契約期間中、賛助会員資格が付与される。

⑥ サイン送信サービス

- ・同サービスは、⑤アドバンス賛助会員のみが利用できるサービスとする。
- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約更新日の30日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。月額3万円(税別)を契約申込後（又は延長時）に徴収するものとする。
- ・自身がFXトレードをしているMT5（国内証券会社に限る）に、当社団が提供するMT5でのサイン情報を、通信ソフトを使って受信し（ただし、顧客がサイン情報を受信する設定にした場合に限る。）、当該サイン情報に従った取引を自動的に発注できるものとする。ただし、トレード情報の受信に必要な通信ソフト等その他の費用は顧客負担とする。
- ・4月1日から9月30日及び10月1日から3月31日までの期間を成功報酬の計算対象期間とする。計算対象期間の開始日（新たに契約する場合には契約期間の開始日と読み替える。）以降、運用金額が240万円を超えた時より、成功報酬が生じる。成功報酬は、計算対象期間のうち成功報酬が生じている期間の取引利益の20%に相当する金額とする。

成功報酬は、計算対象期間の末日（同日の到来前に契約を終了する場合には契約期間終了日と読み替える。）の翌月末日までに支払う。運用金額は、顧客が取引業者に預託した取引証拠金とし、取引利益は実現損益とする。なお、運用金額及び取引利益は顧客の申告に基づくものとし、申告内容は取引業者の取引履歴報告書の提出を求めて確認するものとする。取引履歴報告書を提出しない顧客に対しては、当社団は本サービスを解約し、当社団の助言通りに取引した場合に顧客に見込まれた取引利益をもとに成功報酬を計算するものとする。

⑦ プラチナ賛助会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約満了日の30日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
- ・月額2万円(税別)を契約申込後（又は延長時）に徴収するものとする。
- ・ベーシックコースを応用したルールの講習・補講又は実習指導を受講できるものとする。
- ・契約期間中、賛助会員資格が付与される。

⑧ ベーシック個別指導コース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・契約期間中、ベーシックコースを個別で週1回受講できる。個別指導については、本店又は通信で実施するものとする。
- ・契約期間中、ベーシックコースの実習指導については、回数無制限で受講できる。
- ・契約申込後に50万円(税別)を徴収する。

⑨ プロトレーダー養成コース

- ・本コースは、a. ベーシック個別指導コースを受講済みの者、b. ベーシックコース及びリアルトレードコースを受講済みの者、c. ベーシック通信コース及びリアルトレードコースを受講済みの者のうち、いずれかに該当する者のみ受講することが出来るものとする。但し、該当者であっても、本コース申込後、適合性の原則その他に基づく理事会の審査により本コース受講を認めない場合がある。
- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から6か月間とする。契約期間満了後は、契約満了日の10日前までに解約の申出をしない限り、自動的にプラチナ賛助会員となるものとし、以降も同様とする。このとき、希望者は、プラチナ賛助会員でなくアドバンス賛助会員になることもできる。
- ・リアルトレードコースを受講していない者については、契約締結と同時に90万円(税別)を徴収する。リアルトレードコース受講済みの者については、契約締結と同時に80万円(税別)を徴収する。
- ・希望者は、タケル掲示板アドバンスを閲覧することができる。
- ・リアルトレードコースを受講していない者については最低4回、リアルトレードコース受講済みの者については最低3回、講習を受講する。
- ・講習又は実習を月1回以上実施する。また、必要に応じて補講を実施する。

⑩ 法人会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から6か月間（終了は月末日）とする。
- ・法人に対し、対面、通信、メール、掲示板のいずれかにより、FXトレード指南を月1回以上行う。
- ・本会員は、契約期間中、アドバンス賛助会員の権利が6か月付与される。
- ・300万円（税別）を契約申込後（又は更新時）に半額、その後契約時から4か月を経過する日までに残額を徴収する。又、成果報酬として契約期間中の成功果実の20%を半年ごとに徴収する。なお成功果実の把握は、顧客より当社団へ提出される取引口座の残高報告書により把握する。
- ・契約期間満了後は、契約更新日の30日前までに解約の申し出をしない限り、半年間自動延長するものとする。

⑪ FX コンサルタント（賛助会員以外でも可能）

- ・10万円（税別）を契約申込後に徴収する。賛助会員以外の者も受講することができる。
- ・受講回数は1回限りとする。
- ・対面または通信にてセミナー形式で行う。

※サービス開始日の定義は、契約してから最初のセミナーを受講する日とする。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 野口 健幸

助言の業務を行う者 野口 健幸、倉科 直樹、渡邊正和

乙への連絡方法

電話番号 03（6278）8732

E-メールアドレス support@fxschool.or.jp

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

（報酬の額及び支払いの時期）

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額及び支払いの時期は第2条で定める通りとする。

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、第2条で定める通りとする。

(反社会的勢力等の排除)

第7条 甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

(2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第8条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第9条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上